

競争的資金における資金運用の弾力性について

省庁名	担当機関	制 度 名	資金提供の形態	補助金等 適正化法 の適用	繰越明許 費の指定	研究者・研究機関での繰越 の制限	繰越の手続き 等の根拠	研究者・研究機関での費目間振替 の制限	費目間振替の制限の 根拠
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	委託			不可		費目額の30%まで。	委託契約書に規定
	通信・放送機構	情報通信分野における基礎研究推進制度	委託	有り	有り	不可		費目額の15%まで。	委託契約書に規定
		ギガビットネットワーク利活用研究開発制度	委託	有り	有り	不可		費目額の15%まで。	委託契約書に規定
		新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	機関補助金	有り		不可		費目額の10%まで。	補助金交付要綱
		民間基盤技術研究促進制度	委託			不可		費目額の20%まで。	委託契約書に規定
文部科学省	本省 日本学術振興会	科学研究費補助金	個人補助金	有り		不可		300万円又は直接経費総額の30%の額のいずれか高い額まで。これを超える場合、大臣または日本学術振興会会長の承認が得られれば可能。	補助金交付決定通知書
	科学技術振興事業団	戦略的創造研究推進事業	*	有り	有り	不可（国において、財務省の承認を得て繰越が可能）		特になし（JSTの直接執行のため、随時JSTが必要性的について確認。）	
	本省	科学技術振興調整費	委託、示達			不可		費目額の10%まで。	委託契約書に規定
	本省	産学官連携イノベーション創出事業	個人補助金	有り		不可		300万円又は直接経費総額の30%の額のいずれか高い額まで。これを超える場合、大臣の承認が得られれば可能。	補助金交付決定通知書
	本省	未来開拓学術研究費補助金	個人補助金	有り		不可		費目額の30%まで。これを超える場合、計画変更手続きを行い承認が得られれば可能	補助金交付決定通知書
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	個人補助金	有り		不可		直接経費総額の10%まで。これを超える場合、大臣の承認が得られれば可能。	厚生労働科学研究費補助金取扱規程
	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	保健医療分野における基礎研究推進事業	委託			不可		費目額の20%以内であり、委託契約金額の5%を越えない場合に可能（国大は制限なし）	研究契約書に規定
農林水産省	生物系特定産業技術研究推進機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	委託	有り	有り	制限はない	機構が決定した交付規定	費目額の20%まで。これを超える場合は、計画変更手続きを行い承認が得られれば可能	委託契約書に規定
		新事業創出研究開発事業	委託	有り	有り	制限はない	機構が決定した交付規定	費目額の20%まで。これを超える場合は、計画変更手続きを行い承認が得られれば可能	委託契約書に規定
	本省	民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業	機関補助金	有り		不可		費目額の30%まで。これを超える場合は、計画変更手続きを行い承認が得られれば可能	補助金交付要綱
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	委託			不可		費目額の30%まで。これを超える場合は、計画変更手続きを行い承認が得られれば可能	委託契約書に規定
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業	個人補助金	有り	有り	財務省の承認と機構長の承認を経て可能。額に制限はない。	NEDOが決定した交付規程	費目額の30%まで。これを超える場合、計画変更手続きを行い承認が得られれば可能	NEDOが決定した交付規程
国土交通省	運輸施設整備事業団	運輸分野における基礎的研究推進制度	委託	有り	有り	制限はない		費目額の20%まで。	委託契約書に規定
	本省	建設技術研究開発助成制度	個人補助金、機関補助金（法人）	有り		不可		300万円又は直接経費総額の30%の額のいずれか高い額まで。これを超える場合、大臣の承認が必要。	補助金交付決定通知書
環境省	本省	地球環境研究総合推進費	委託、支出委任			不可		費目額の10%まで。これを超える場合、契約変更を行えば可能	環境省の委託契約規定
	本省	環境技術開発等推進費	委託、個人補助金、機関補助金（法人、公立大学等）、支出委任	有り		不可		費目額の10%、15%まで。これを超える場合、計画変更手続きを行い承認が得られれば可能	委託契約書に規定、補助金交付要綱
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金	個人補助金、機関補助金（法人、公立大学等）	有り		不可		費目額の10%まで。	補助金交付決定通知書

*：基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート（一部委託）